

島田市総合教育会議

いじめ問題について

平成29年7月24日(月)



島田市教育委員会学校教育課
岩尾 秀幸

① いじめへの対策

② いじめ防止基本方針

③ 島田市のいじめ実態

④ アンケート調査



① いじめへの対策

② いじめ防止基本方針

③ 島田市のいじめ実態

④ アンケート調査



いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)

第1条 法の目的

- 国及び**地方公共団体等の責務**を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第2条 いじめの 定義

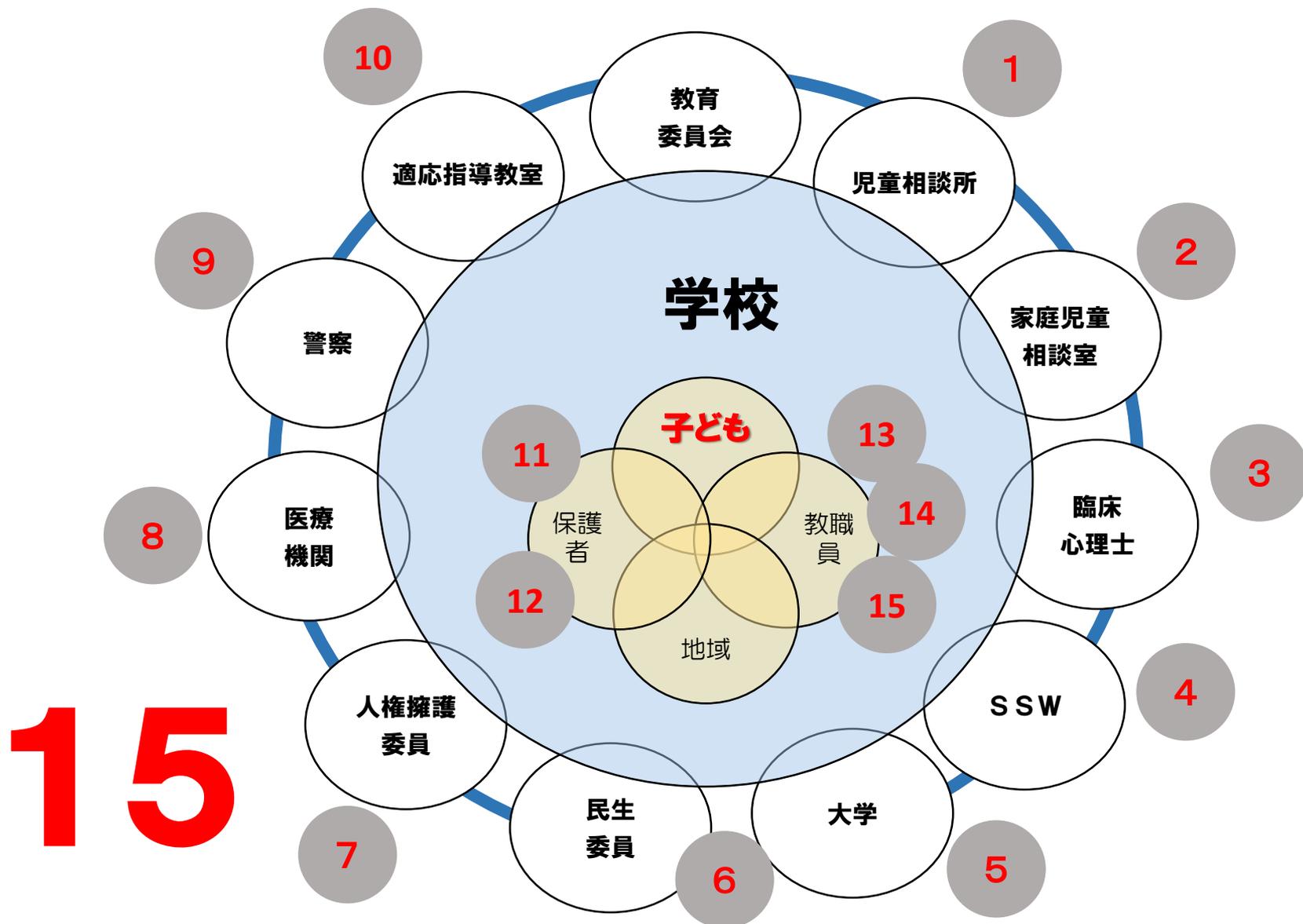
- 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

島田市における組織の設置

	名称	目的	重大事態	事務局
学校	いじめ対策委員会	いじめの防止等に関する措置を実効的に行う	◎	各校
地方公共団体	島田市 いじめ問題対策 連絡協議会	当該機関及び団体の連携を 推進する		教育委員会 学校教育課
	島田市 いじめ問題対策 専門委員会 (教育委員会附属機関)	いじめの防止等対策に関する 調査・研究を行う	◎	教育委員会 学校教育課
	島田市 いじめ問題調査 委員会 (市長附属機関)	再発防止のため、市長の求 めに応じ再調査を行う	○	地域生活部 生活安心課

※ 島田市は地方公共団体の3組織について、条例により設置

島田市いじめ問題対策連絡協議会の組織



島田市いじめ問題対策専門委員会

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の**専門的知識及び経験を有する者**であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者**（第三者）**について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の**公立性・中立性を確保**するよう努めることが求められる。

★島田市の場合

- 大学教授（会長）
- 弁護士（副会長）
- 臨床心理士
- 社会福祉士
- 精神科医

5人

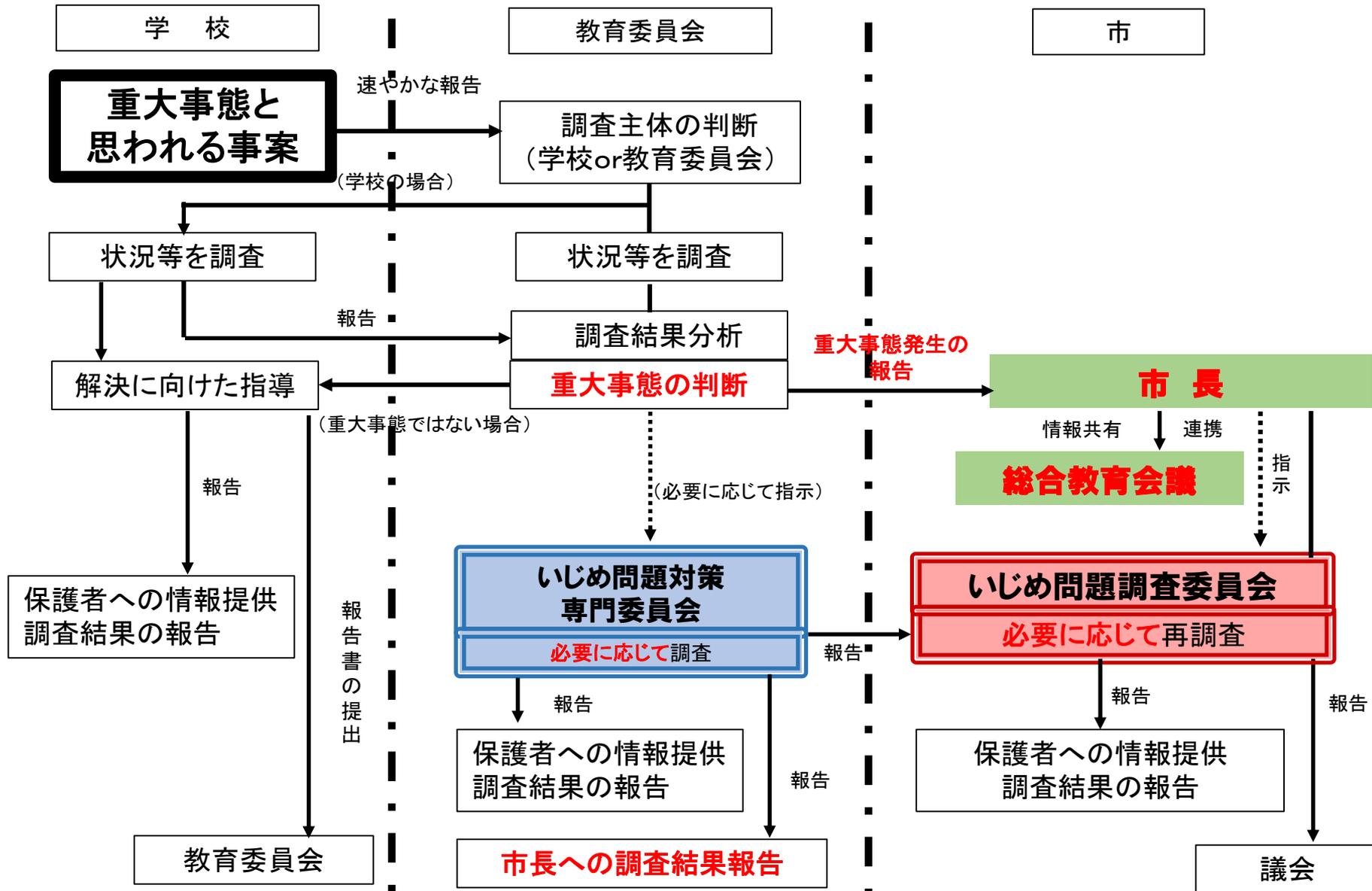
重大事態が発生した場合

※重大事態とは・・・

- ①いじめにより児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童等が**相当の期間(30日程度)、学校を欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態発生時の対応フローチャート



① いじめへの対策

② **いじめ防止基本方針**

③ 島田市のいじめ実態

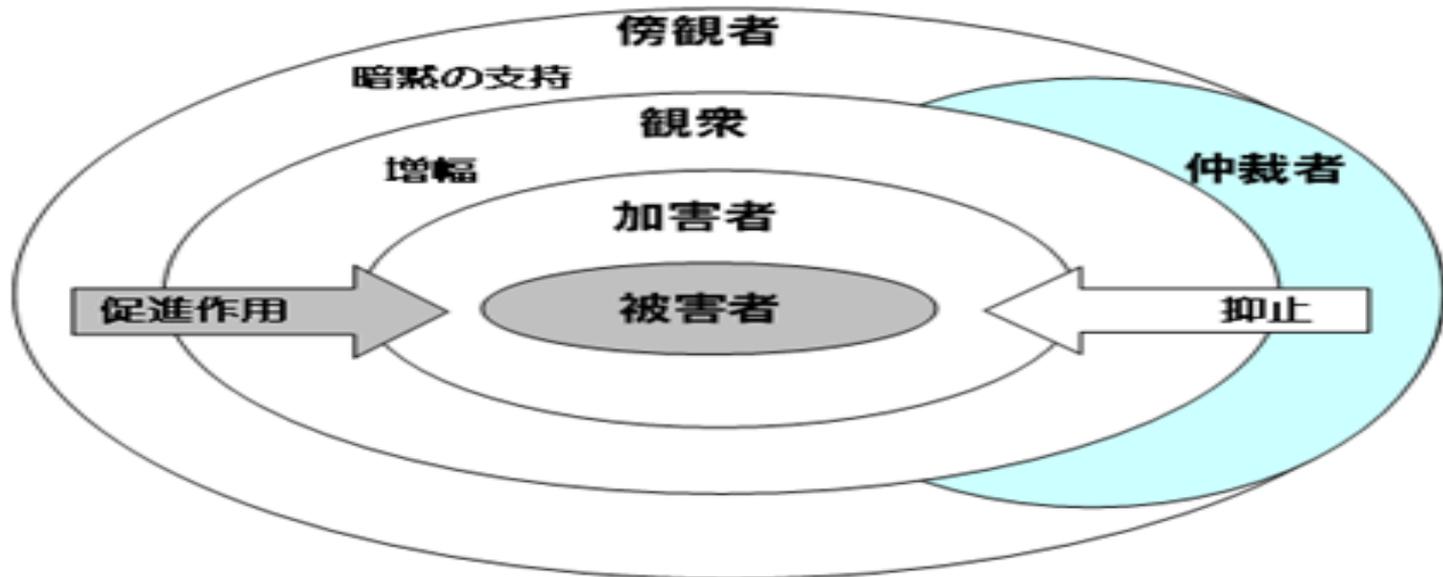
④ アンケート調査



「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

ツール：いじめの構造 = 子どもの関係性と事案の構造はどうなっているのか？



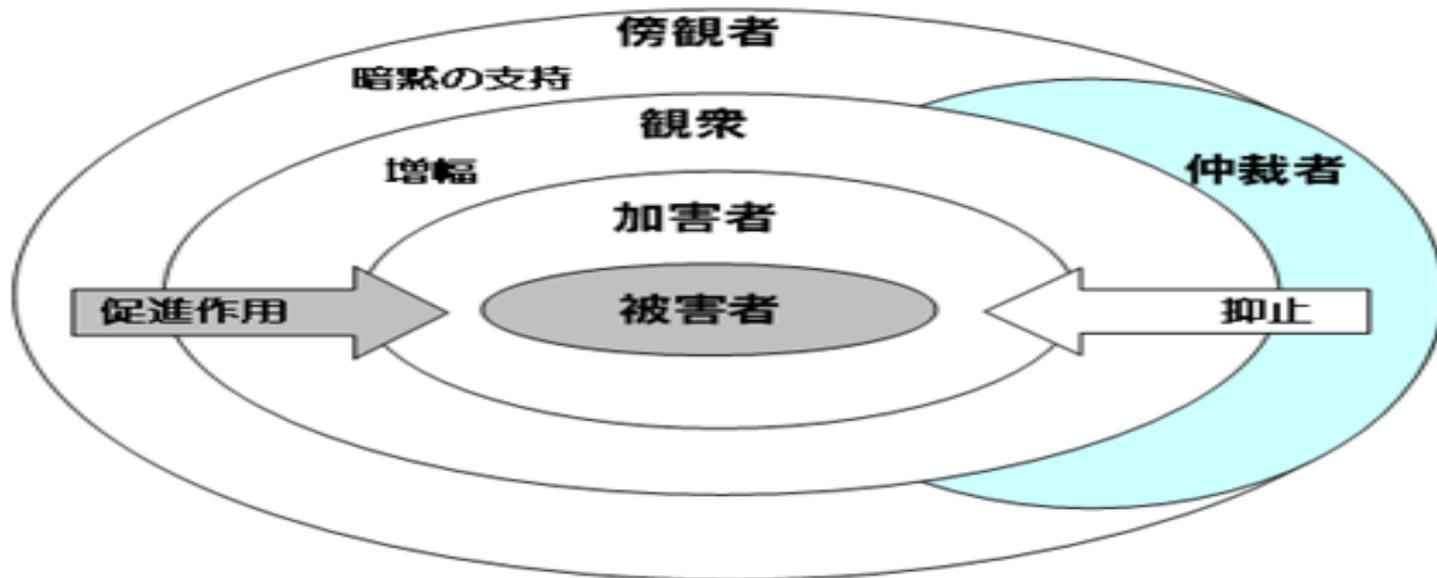
「いじめ」の定義

児童生徒

一定の人的関係にある他の児童生徒
心理的又は物理的な影響を与える行為

児童生徒が心身の苦痛を感じている

ツール：いじめの構造 = 子どもの関係性と事案の構造はどうなっているのか？



学校が実施すること

未然防止

- 道徳教育の充実
- いじめ防止啓発
- 主体的な取組の支援
- 教職員の資質向上

**基本方針
年間計画**

早期発見

- 体制づくり
(学校＝家庭＝地域)
- 積極的ないじめ認知

早期対応

- 実態把握
- 組織的対応
- ケース会議

いじめ防止等のための基本的な方針（改訂）

○けんかや悪ふざけ

→いじめに該当する？

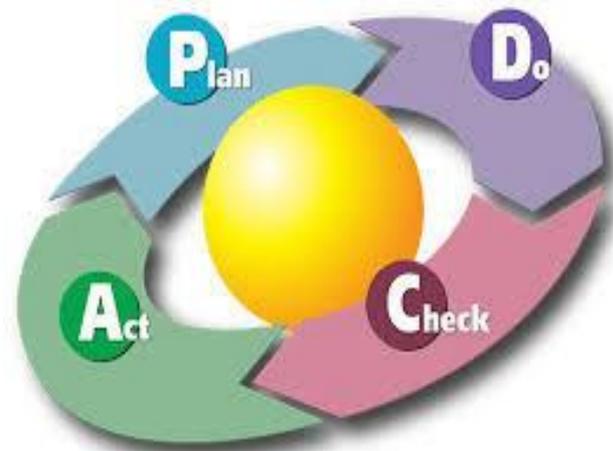


○学校評価

→いじめに関する取組を評価

○教職員へ周知徹底

→報告×=法律違反



いじめ防止等のための基本的な方針（改訂）

○いじめ対策組織の見直し

→実効性重視



○いじめ解消にかかる判断

→行為なし（3ヶ月）

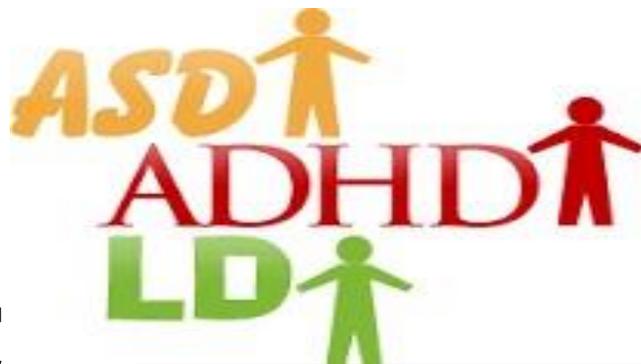
→心身の苦痛なし



いじめ防止等のための基本的な方針（改訂）

○いじめに対する指導上の注意点

→発達障害



→外国人児童生徒

→性的マイノリティ



→東日本大震災被災児童生徒

① いじめへの対策

② いじめ防止基本方針

③ **島田市のいじめ実態**

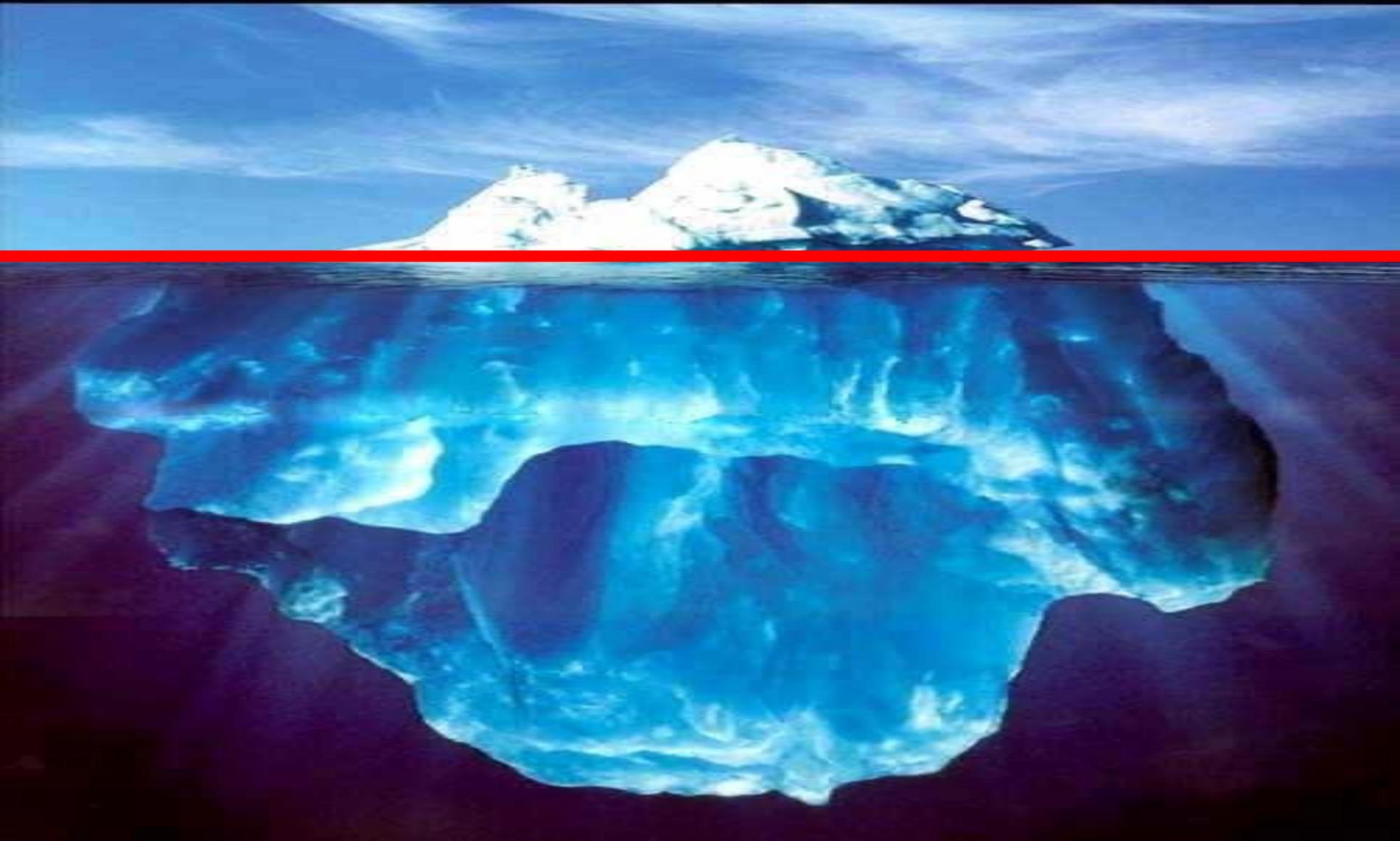
④ アンケート調査



発生件数

≠

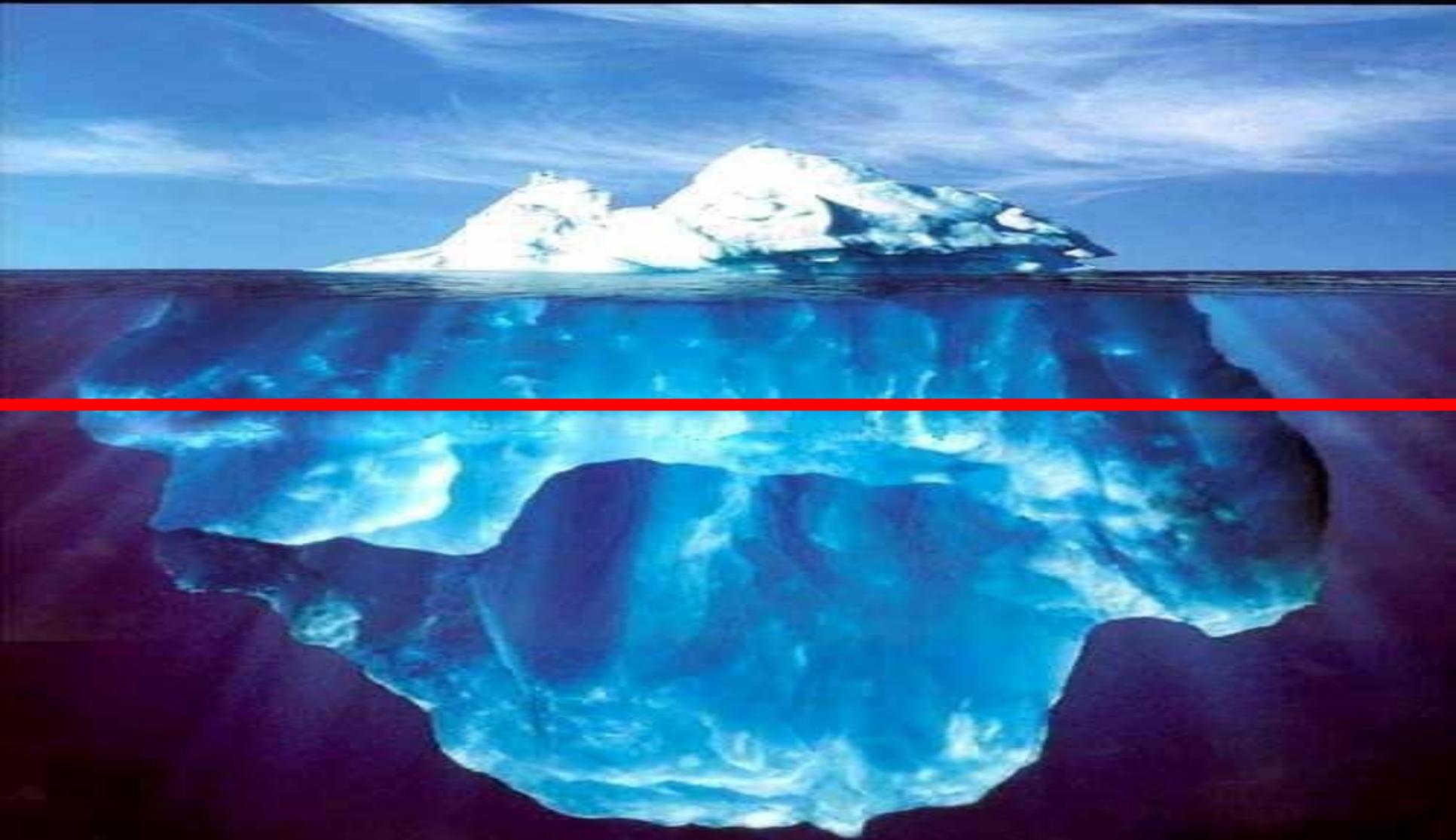
認知件数



発生件数

≠

認知件数



H27とH28との比較

250
200
150
100
50
0

事実

認知

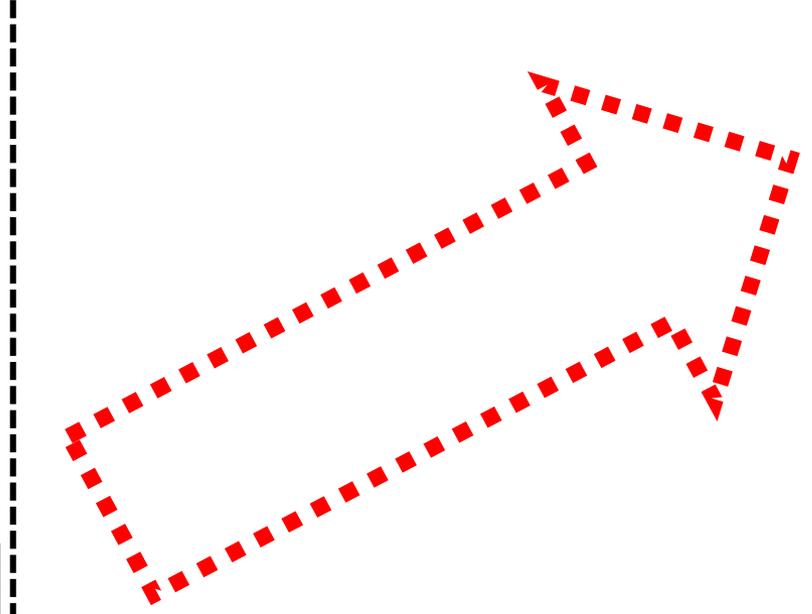
小学校

事実

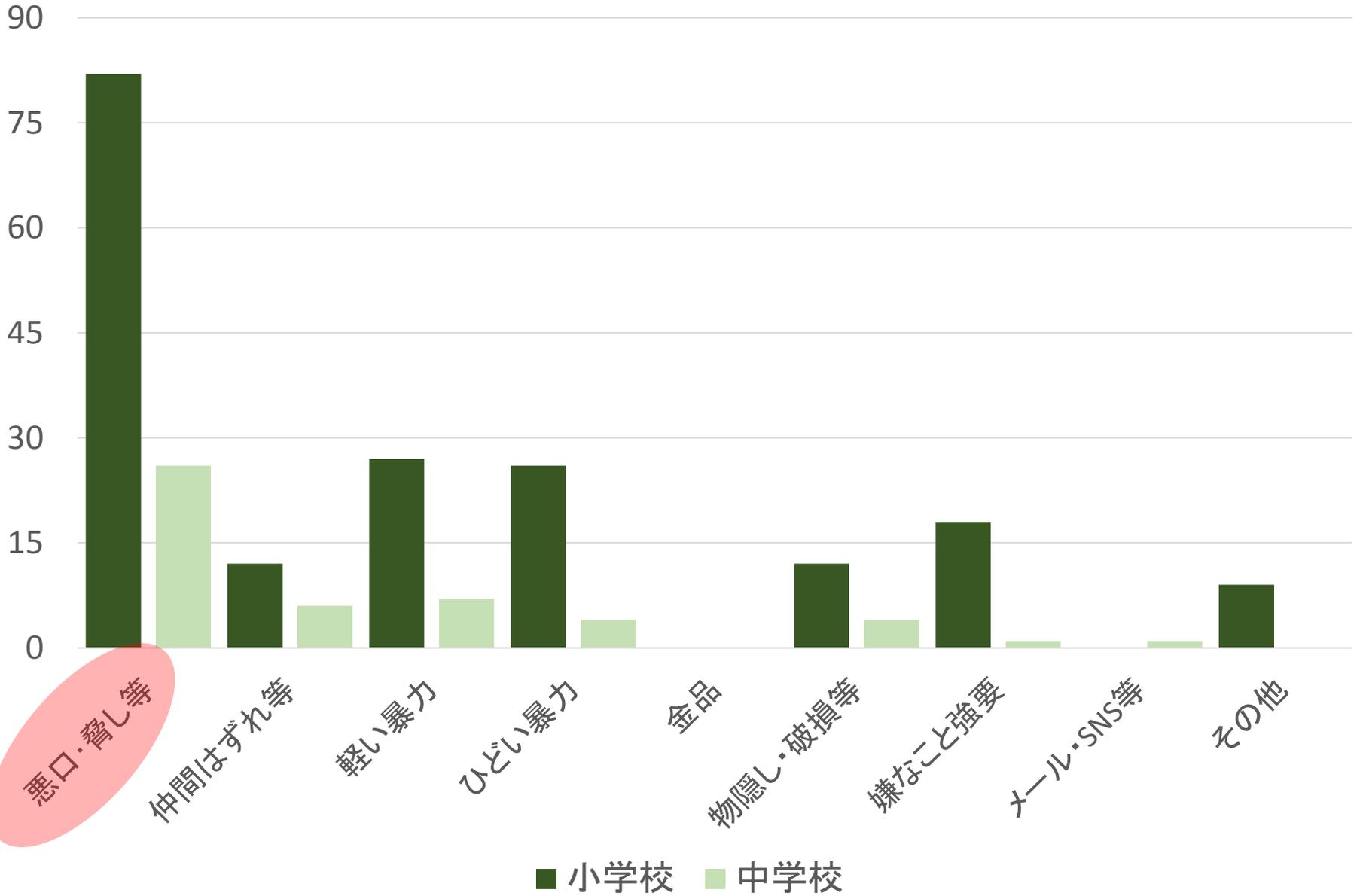
認知

中学校

■ H27 ■ H28



いじめの態様



いじめ実態調査（小5～中3）

アンケート調査

70 %

60

50

40

30

20

10

0

小

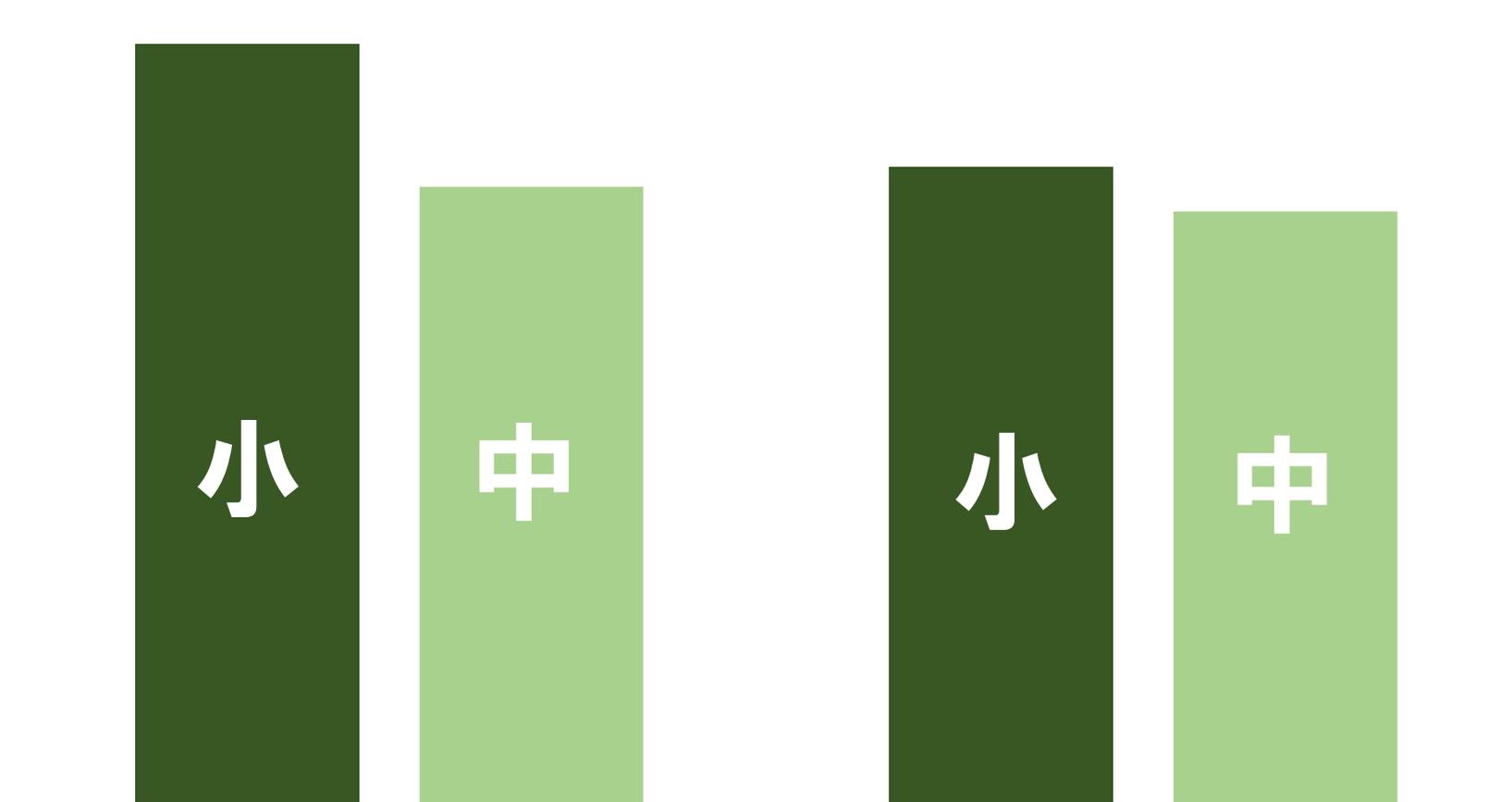
中

小

中

被害

加害



○教員のいじめ認知と子供の実態との**差**

○ネットはまだまだ**マイナーツール**

○いじめられていても**何もしない**

○いじめ目撃時も特に**何もしない**

○中学生男子は**誰にも相談しない**



【いじめ被害・目撃時】

教師への相談行動を促進する要因

☆教師のかかわり

よく声を掛ける よく見てくれる
よく話す

☆教師との関係

真剣に聞いてくれる
わかってくれる
励ましてくれる



【いじめ加害経験】

教師のあいさつが関係！

☆教師のあいさつ ✖

あいさつをされていないと感じている

☆教師との関係 ✖

先生との関係がよくない



あいさつ

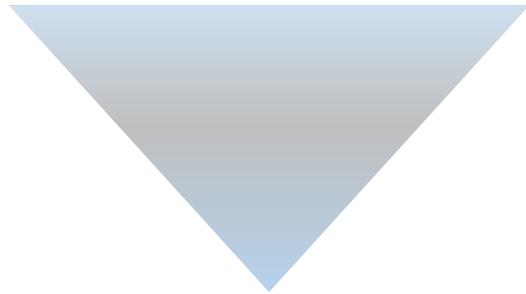
声掛け

関係づくり



●いじめはどこでも起こるもの

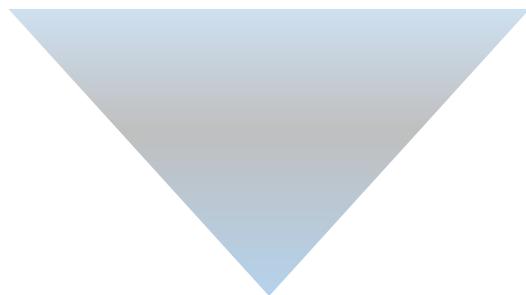
●いじめ経験率が5～6割



「いじめなし」という認識は

ハイリスク要因の可能性!?

いじめと疑われるもの 全てに対応すること



児童生徒や保護者の痛み・苦しみと
それが生じた状況に向き合うことを
後回しにしない

① いじめへの対策

② いじめ防止基本方針

③ 島田市のいじめ実態

④ アンケート調査



安心して学校生活を送るためのアンケート

目的

対象：小5～中3

- ・ 島田市のいじめの実態を知る。
- ・ 結果を分析し、島田市の傾向をつかむ。
- ・ 有効となり得る手立てを考案する。

常葉大学
北海道大学

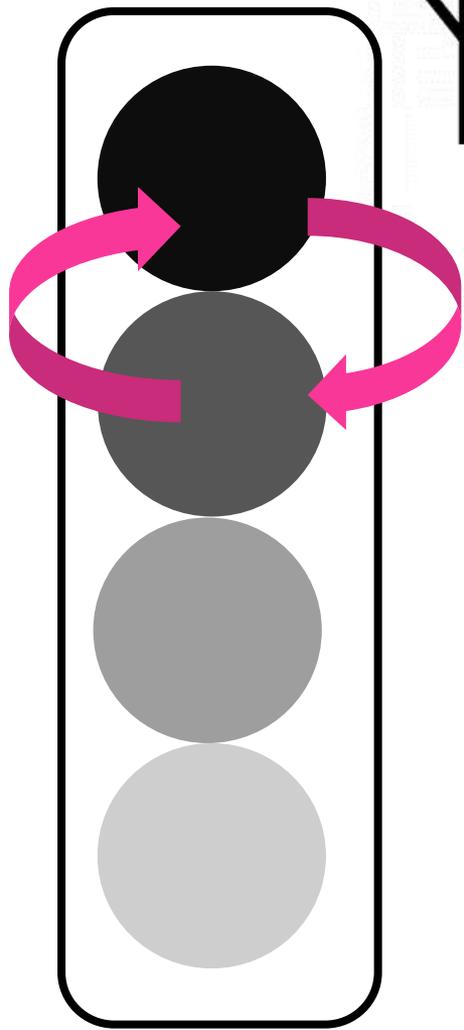
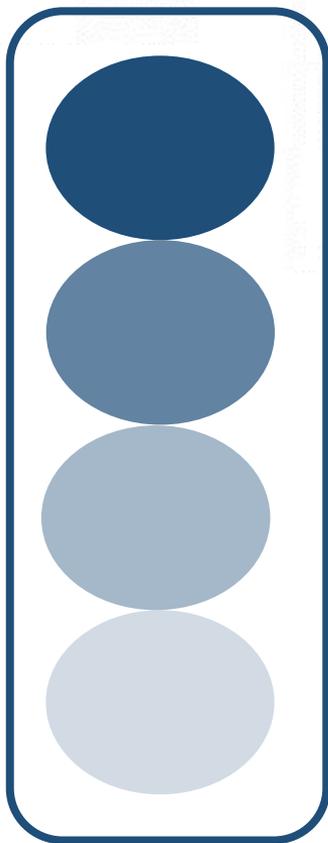
太田正義氏
加藤弘通氏
水野君平氏

7月初旬
実施予定

「イ」

スクールカーस्टを測る項目

「いじめ」と スクールカーस्ट

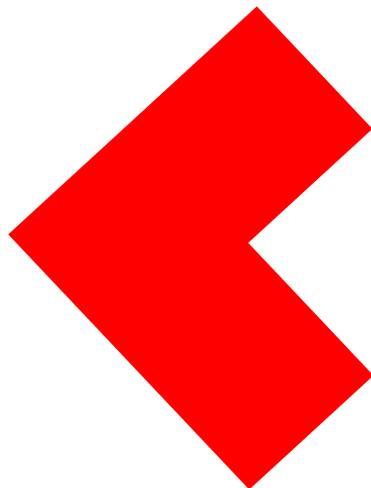


「ク」

いじめ罪悪感を測る項目

【規範意識】

他人



自分

問題行動の増加!!!

「ク」

いじめ罪悪感を測る項目

【いじめ罪悪感】

他人

?

自分

規範意識と同じ？